

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 16 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について（依頼）

産業廃棄物処理行政の推進については、日頃より種々ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されているところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても、働き方改革の趣旨を御理解頂いた上でしっかりと取り組んで頂くことが重要です。

今般、厚生労働省より、改正法の周知について所管関係団体等に依頼がなされております。また、第 4 回「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」においても各省庁の所管団体に対する周知の徹底について関係府省庁に対し依頼がなされたところです。

つきましては、お手数をお掛けしますが、貴連合会におかれましても、別添 1 及び別添 2 の資料を貴連合会正会員である各都道府県協会を通じて、会員企業の皆さまに配布する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 白鳥、服部、高橋

電話：03-3581-3351

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp